

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年5月14日 12時56分ごろ
発生場所	富山県入善町入善漁港北方沖 入善港東防波堤灯台から真方位016° 1,220m付近 (概位 北緯36° 56.1′ 東経137° 25.8′)
事故の概要	遊漁船貴新丸は、西南西進中、また、プレジャーボート笹丸Ⅱは、船首を西南西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年5月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 貴新丸、4.9トン TY3-4585（漁船登録番号）、個人所有 第244-20914号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 笹丸Ⅱ、2.4トン 244-24332富山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	A なし B 軽傷 2人（船長B及び同乗者B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板及び船橋構造物に亀裂及び損壊、船橋窓ガラスに割損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せて遊漁を行った後、帰航を開始し、約12.5ノットの対地速力で自動操舵により西南西進していた。 船長Aは、船首方に漂泊中の小型船舶（以下「C船」という。）及びその先に漂泊中のB船を認め、同じ針路で航行すればC船と通過できると思い、西南西進を続けた。 船長Aは、C船を左舷側約30mに見ながら通過中、C船の乗船者が魚を釣り上げたので、C船が左舷後方になるまで見続けて釣果を確認した後、B船の位置を確認しようとしたところ、船体に衝撃を感じ、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突したことを認めた。 船長Aは、機関を中立運転とし、船長Bに声を掛けて両船の損傷状況等を確認後、A船を操船してB船と共に富山県黒部市黒部漁港に戻った。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、入善漁港北東方沖の釣り場で船首を西南西方に向けて機関を停止し、船首部甲板に設置したエレキモーターと称するGPS情報を利用して船位を保持する小型電動船外機（以下「電動モーター」という。）を降ろし、漂泊して釣りを行った。</p> <p>船長Bは、釣りを終えて帰航することとし、機関を始動して中立運転とした後、船首部に行き電動モーターを引き揚げて格納し、船体が動揺していたので、足下に注意しながら左舷側通路を通して操舵室に戻り、操縦席に座って発進しようとした際、B船とA船とが衝突した。</p> <p>同乗者Bは、キャビンのソファに座っていたところ、衝突により損壊した船橋構造物の部材が落下して顔に当たり負傷した。</p> <p>船長Bは、B船を保管しているマリナーに連絡し、海上保安部への通報を依頼した。</p> <p>B船は、船長Bが黒部漁港で船長Aと連絡先を確認した後、マリナーに自力で帰航した。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、病院を受診し、船長Bは頸椎捻挫等、同乗者Bは鼻骨骨折等とそれぞれ診断された。</p> <p>船長Bは、帰航しようと機関を始動した後、船首部で電動モーターの格納作業を行い、船体が動揺していて足下に注意しながら操舵室に戻ったので、船尾方から接近するA船に気付かなかったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、西南西進中、船長Aが、船首方にB船及びC船を認めていたが、C船を通過中にC船の釣果に意識を向けて航行を続けたことから、前路で漂泊していたB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を西南西方に向けて漂泊中、船長Bが、帰航しようと機関を始動した後、船首部で電動モーターの格納作業を行い、船体が動揺していて足下に注意しながら操舵室に戻るなどして、船尾方から接近するA船に気付かずに漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、西南西進中、B船が船首を西南西方に向けて漂泊中、船長Aが、C船を通過中にC船の釣果に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、船尾方から接近するA船に気付かずに漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、複数の他船と航過する場合、1隻だけに意識を向けず、周囲の見張りを適切に行うとともに操船に専念すること。 ・船長は、漂泊中、後方を含めた周囲の適切な見張りを行い、接近

	する他船を見落とさないようにすること。
--	---------------------